

法人実効税率のあり方の検討に関する要望

平成 26 年 6 月

全 国 市 長 会

法人実効税率のあり方の検討に関する要望

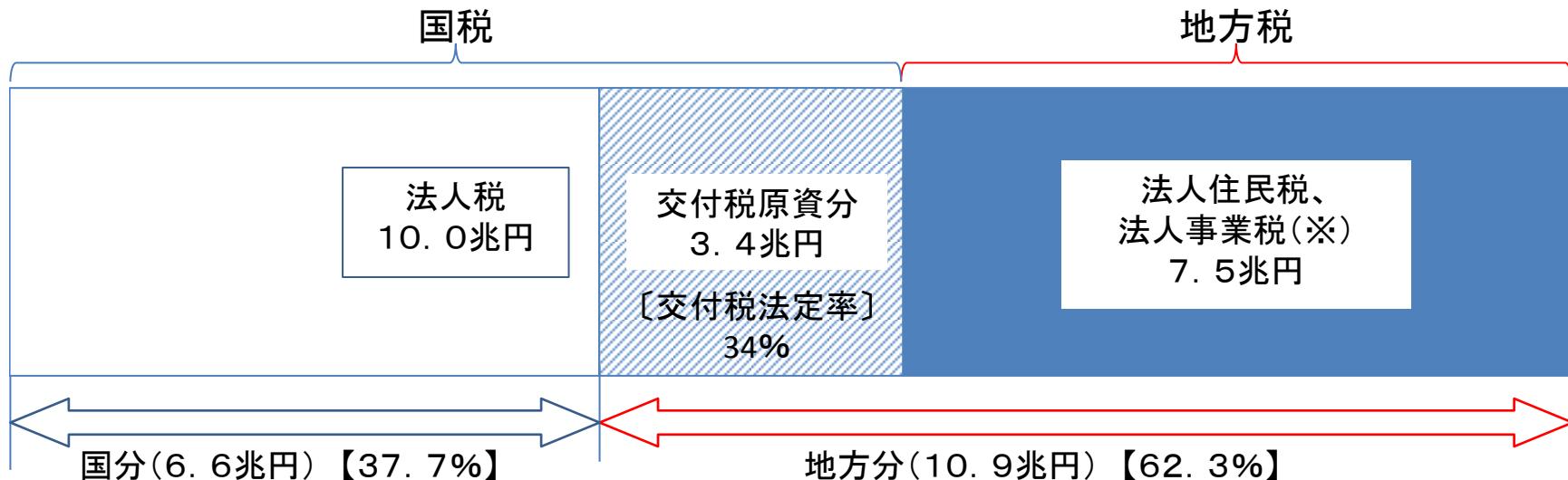
政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方の検討が行われているところであるが、国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げる場合は、必ず代替財源を確保すること。

平成 26 年 6 月

全 国 市 長 会

法人関係税収の国・地方間の配分(平成26年度予算ベース)

- 国・地方を通じた法人関係税収のうち、地方法人二税(法人住民税、法人事業税)に加え、法人税の地方交付税原資分を含めると、全体の約6割が地方分。
- 地方法人二税の税率を引き下げる場合はもとより、法人税の税率を引き下げる場合でも地方財政に大きな影響を与えることに留意が必要。



※法人事業税には、地方法人特別税を含む。